

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：新明和工業株式会社
業者の住所：兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間：令和7年12月3日から令和8年2月2日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
- 4 事実概要

同社は、かねてから、他の事業者と月1回の頻度で開催する部長級の者の会合において、特定特装車製品（以下「製品」という。）の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の製品の原材料価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、同年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する製品のうち、特に販売価格の引き上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物等の販売価格を更に引き上げることを合意した。

このことにより、令和7年9月24日、公正取引委員会が、上記行為が独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公表したものである。

- 5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の3

＜指名停止措置基準＞

措置要件	期間
別表第2 1～2 略 (独占禁止法違反行為) 3 部局の所在する都道府県内において、業務に 関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、工事の請負契約の相手方として不適当で あると認められるとき(次号及び第10号に掲 げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロ ックを対象として2か月以上9 か月以内